

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成17年1月11日から施行する。</p> <p><u>（条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の支給額）</u></p> <p>2 <u>条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>[見出しを付する。]</p> <p>この規則は、平成17年1月11日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。